

第11条（労働条件通知書）

乙が紹介した人材の採用を決定した場合には直ちに、甲は、当該人材に対して、労働基準法第15条に定める労働条件を通知し、乙に対してその写しを開示するものとする。

2 甲による、乙が紹介した人材に対する前項の労働条件通知書の交付と乙が紹介した人材の入社応諾をもって雇用契約の成立とする。

第12条（試用期間中の取扱い）

甲は、乙が紹介した人材について試用期間中、就業指導、定着支援等を求めることができる。この場合、乙は人材に対する就業支援等を行うよう努めるものとする。

第13条（雇用契約の成立と紹介手数料）

甲が、乙の紹介に係る人材との間で、雇用契約を締結した場合は、甲は、乙に対して、人材紹介の対価として甲が雇用する当該人材の内定書記載の年収に35%を乗じた紹介手数料および消費税を乙に支払うものとする。

2 甲と乙が紹介した人材との間で、雇用契約が締結されたにもかかわらず、甲の事由によって甲と当該人材との間の雇用契約が終了した場合にも、甲の乙に対する手数料支払いの債務は消滅しないものとする。

3 甲が、乙の紹介した人材を不採用と判断して乙に通知した後、当該通知日から起算して6ヶ月以内に当該人材を甲が直接採用したときは、速やかに乙に通知し、特設の事情がない限り、乙の紹介によって雇用契約が成立したものとみなし、甲は、第1項に定める手数料および消費税を乙に支払うものとする。

第14条（返戻金制度）

乙が紹介した人材が、専ら人材の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合（解雇の場合は含まない）は、採用日から1ヶ月以内の場合は、前条第1項に定める対価の50%を、1ヶ月超3ヶ月以内の場合は、30%を返却するものとする。

第15条（支払い方法）

乙は、乙の紹介した人材が甲に入社することをもって甲に紹介手数料を請求するものとし、甲は、当該人材の入社月の末日までに乙の指定する金融機関口座に振込み送金の方法により支払うものとする。

第16条（責任の範囲）

乙は、甲に紹介した人材が、甲に採用されて被用者として就業を開始した後に、当該人材の行為によって、甲または第三者に損害を与えた場合には、当該人材の故意または過失にかかわらず賠償の責を一切負わないものとする。

2 甲と乙は、甲と人材との間で締結される雇用契約に関して、乙は人材の身元保証人ないし身元引受人としての地位にあるものではないことを確認する。

第17条（苦情処理）

甲および乙は、入社日までに当該人材から苦情があった場合には、これを迅速、適切に処理するため体制の整備及び改善向上に努めるものとする。